

# 令和6年度 駒ヶ根市中小企業融資制度資金一覧表

【 申 込 先 】 駒ヶ根市 商工観光課（設備資金・運転資金は取扱金融機関）

【 取 扱 金 融 機 関 】 アルプス中央信用金庫 赤穂営業部/赤穂東支店/南支店

（株）八十二銀行 駒ヶ根支店・（株）長野銀行 駒ヶ根支店・長野県信用組合 駒ヶ根支店

資金名	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	利率	貸付期間等	担保・保証人
設備資金	店舗・工場等の新增改築及び機械器具取得等のための資金を要する方	設備資金	3,000万円	2.0%	10年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する
運転資金	経営の安定又は合理化のための資金を要する方	運転資金 (借換含む)	3,000万円	2.0%	7年以内 借換10年以内 (据置1年以内)	■保証人 法人代表者を除き 原則不要
特別小口資金	小規模事業者 〔従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の会社又は個人〕	設備資金	1,000万円 (小口資金の貸付条件に該当し、かつ小口資金・経営改善支援資金小口向けの残高と合算し、2,000万円が上限)	1.1%	10年以内 (据置1年以内)	■担保 原則として徴しない  ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
小口資金		運転資金			7年以内 (据置1年以内)	
経営改善資金 小口向け	経営改善支援資金小口向けの貸付条件又はセーフティネット保証1号～8号のいずれかに該当する特定中小企業者で、経営の安定に支障を生じている小規模事業者	設備資金	2,000万円 (信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えないもの)	1.6%	10年以内 (据置1年以内)	
		運転資金 (借換含む)			7年以内 借換10年以内 (据置1年以内)	
経営安定借換資金	■セーフティネット保証1号～8号のいずれかに該当する特定中小企業者 ■直近3ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去2年いずれかの同期に比べて、5%以上減少している事業者	運転資金 (借換含む)	2,000万円	1.6%	10年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
次世代産業 振興資金	次のいずれかに該当し、市長が事業計画を認定した方 ■新しい技術・設備等の導入により、製品の品質向上や業務の合理化・事業の拡大等を図る方 ■新しい技術・製品・商品・サービス等の研究開発又は新たな事業展開を行う方 ■市特産品の需要開拓等、地場産業の活性化を図る方 ■観光地の活性化に資する施設や宿泊施設の整備を図る方 ■節電・省エネルギー対策のための設備を設置する方 ■AI・IoT・ロボットを用いた設備の導入により生産性向上を図ろうとする方	設備資金	3,000万円	1.4%	10年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する  ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
		運転資金	1,000万円		7年以内 (据置1年以内)	
事業開始資金	新規開業予定者及び新規開業してから5年未満の方で市内に居住し、かつ、商工会議所経営指導員等の経営指導を受けて適切な創業計画等を作成した方	設備資金	1,000万円	1.1%	10年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
		運転資金	750万円		7年以内 (据置1年以内)	
市街地活性化 資金	中心市街地活性化基本計画で指定した区域内において、中心市街地活性化を図る方で、次のいずれかに該当する方 ■指定した区域内で店舗等を新築・増築・改築する方 ■指定した区域内の空き店舗等に店舗等を新設・移転する方 ■指定した区域内で大型店等の出店等に対応し、積極的に店舗の魅力アップを図る方	設備資金	3,000万円	1.2%	12年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する  ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
災害対策 資金	地震、火災、水害、台風その他の災害に起因し、事業活動に支障をきたしている方で、適切な事業計画等を作成した方	設備資金	2,000万円	1.1% (3年間、1/2補給)	10年以内 (据置1年以内)	■担保 必要に応じて徴する ■保証人 法人代表者を除き 原則不要
		運転資金			7年以内 (据置1年以内)	

(注1) 借入には長野県信用保証協会の保証が必要です。

(注2) 返済方法は元金均等割賦返済です。

## ■ 設備資金と運転資金の一括申込みができる資金

○ 次の資金は、貸付期間が同一の場合、設備資金と運転資金の一括申込みができます（資金用途はそれぞれの金額を明記）。

- (市) 特別小口資金・小口資金・経営改善支援資金小口向け・災害対策資金
  - (県) 信州創生推進資金 創業支援向け、(市) 事業開始資金
- (但し、創業等関連保証又は創業関連保証の対象となり、同一の保証を利用する場合に限る)

## ■ 経営改善支援資金小口向けの貸付条件（セーフティネット保証を除く条件）

○ 次のいずれかに該当すること。 ※経常利益率（収益性）＝ 経常利益 / 売上高

- ① 最近3ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去3年いずれかの同期に比べ減少していること
- ② 直近決算期の経常利益率が1期又は2期前に比べ減少していること

## ■ 借換条件（運転資金・経営改善支援資金小口向け・経営安定借換資金）

- 延滞のない市制度資金借入金であること。
- 同一金融機関での借換であること。
- 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。
- 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して担保を徴すること。
- 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- 融資あっせん申込書の「資金を必要とする理由」欄に、資金用途が借換である旨、及び借換対象となる従前の借入金の名称、元金返済開始年月日、当初借入残高及び現在の残債残高を明記すること。
- 事業者にとって安易な借換とならないよう、金融機関は事業計画を徴するなど事業内容の把握に努めること。
- 「運転資金」「経営改善支援資金小口向け」「経営安定借換資金」全てにおいて、新たな資金（いわゆる「真水」）を追加することが可能。ただし、経営安定借換資金において真水を追加する場合には、真水の金額は既借入金の残債の額を超えない範囲であること。

## ■ 融資対象者

- 市内に居住し、又は市内に工場・事業所・店舗等を有し、1年以上継続して事業を営み、かつ、市税を完納している者。
- 原則として、法人は登記上の本店所在地、個人は住民票上の住所が市内にあること。

区分	運転資金	設備資金	
		市内設置	市外設置
法人	主たる事業所が市内	○	×
	主たる事業所が市外	×	×
個人	主たる事業所・事務所が市内	○	×
	主たる事業所・事務所が市外	×	×

## ■ 信用保証料補助

- 長野県制度資金・駒ヶ根市制度資金を利用される場合、市が保証料の一部を補助します。
- セーフティネット保証・創業関連保証等を適用した場合や特別小口資金を利用した場合は、保証料の事業者負担はありません。
- (県) 中小企業振興資金、(市) 設備資金・運転資金については、全額事業者負担となります。

区分	県補助割合	市補助割合	事業者負担割合
県制度資金 (中小企業振興資金、経営改善サポート資金等を除く)	4/10 (*5/10)	4/10 (*5/10)	2/10 (*負担なし)
市制度資金 (設備資金・運転資金を除く)	—	8/10 (*10/10)	2/10 (*負担なし)

\*特別小口資金を利用した場合、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・創業等関連保証などを適用した場合

## ■ 連帯保証人の取扱い

○ 法人代表者を除き原則不要ですが、次の方を保証人として求める場合があります。

- 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者。
- 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者。
- 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合の当該協力者等。

\*保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要です。

## ■ 設備完了届の提出

○ 資金用途が設備資金の場合、対象設備の設置が完了した後、次の書類を提出していただきます。

設備完了届 ・ 領収書の写し ・ 設置した設備の写真

【お問い合わせ先】 駒ヶ根市役所 商工観光課 商業係 TEL 0265-83-2111 (内線 431)